

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第3回定例会>

2018年10月16日

No. 193

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

会計年度任用制度——手当や労働環境の改善はかれ

太田秀子議員が質問

日本共産党の太田秀子議員は12日、決算特別委員会で2020年4月から導入される会計年度任用職員制度について質問しました。地方公務員法などの改正により、自治体で働く臨時職員や非常勤職員が会計年度任用職員に一本化される問題で、懸念や不安が広がっています。

太田議員は冒頭、「本市の臨時職員と非常勤職員の任用状況はどうか」「これらの方々は法改正でどのような任用形態になるのか、また、会計年度任用制度に対する評価は」と質問。山本職員部長は、「4月1日時点で臨時的任用職員953名、非常勤職員2272名を任用している」「任用形態については現在、枠組みを検討している段階」「全国でその運用がまちまちだった臨時職員などの制度が法的に整理されることになり一定の評価ができる」とのべました。

太田議員は、「移行する方たちで希望者は全員雇用継続されるのか」「総務省の事務処理マニュアルでは試験をするかなど自治体の判断とされているがどうするのか」「手当の支給はどのような計画か」とたずねました。

山本部長は、「人員整理は考えていない。採用にあたっては試験によらず面接や書類などによる選考が考えられるが、具体的な検討はこれから」「フルタイムの会計年度任用職員は給料、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当、特殊勤務手当など一部手当が支給でき、パートタイムの会計年度任用職員には新たに期末手当が支給できるとされた。国のマニュアルや他都市の状況を参考に検討したい」とのべました。

太田議員は、今回の法改正が「同一労働同一賃金に逆行する」との報道もあると指摘し、「自治体の非正規職員は、一般事務はもとより保育、給食調理、看護師などに広がり恒常的業務を担っている。本来、正規職員とすべきもの、手当や労働環境の改善をはかるべき」と求めました。

他都市に学び無料低額診療利用者の薬代に助成を！

村上仁議員が質問

日本共産党の村上仁議員は12日、決算特別委員会で、無料低額診療制度を活用し診療を受けた患者の院外処方の実施する自己負担の問題をとりあげました。

村上議員は、受診し、調剤薬局で1万人を超える通院患者が、自己負担し「薬代が払えず、薬をもらわないで帰る」「治療を中断する」患者が生まれていることを明らかにし、道内でも、旭川市や苫小牧市が「無料低額診療事業」利用者の調剤費へ助成している事例を示し、本市が旭川市のように3カ月間助成した場合、年間1,500万円であることから、「独自に薬代の助成制度を実施すべき」と求めました。

富樫総務部長は、国の医薬分業によるもので国が責任をもって対応すべき。国に助成事業にするよう要望しており、昨年12月、参院の質問主意書に内閣総理大臣名で、「今後の無料定額診療を行う医療機関における調剤のあり方については、厚労省の関係部局において現在検討しているところであり、その結果をふまえて適切に対応」と答弁しているとの、国の動向を注視していきたい。

村上議員は、子どもも直接政府交渉行い申し入れている。貧困が拡大している今こそ、医療のセーフティーネットともいうべき重要な制度。この制度が機能しなければ、基本的には、あとは生活保護を受給するという手段しか残されていない。一定期間助成することは札幌市にとって福祉の向上に資する大切な施策の1つであると、岸副市長に答弁をもとめました。

岸副市長は、「根本的には、制度的矛盾で引き起こされている。国が責任を果たすべきであり、引き続き国に求めていく」との答弁に、村上議員は、実施している医療機関の実態を調査するなどして、実施する方向で検討することを求めました。